

第5次朝霞市総合計画 後期基本計画

骨子案イメージ

※現時点では前期基本計画の内容で記載しています

第1章 災害対策・防犯・市民生活

現状と課題

- ・朝霞市地域防災計画に基づき、市域に係る災害対策全般に対し、総合的かつ計画的な防災行政を推進し、市民の生命、身体及び財産を保護することを進めてきました。今後においても、全市的な防災・消防体制の強化、関係機関との連携、協力体制を構築するとともに、防災行政無線などの施設、設備などの整備を行う必要があります。
- ・自助・共助の役割を担う自主防災組織の組織化により、地域防災力の向上に繋がっています。今後においても引き続き組織化に努めるとともに、災害時に自主防災組織が、効果的な防災活動が行えるよう支援していく必要があります。
- ・消防救急業務は、平成10(1998)年10月から本市及び志木市、和光市、新座市で広域化され、朝霞地区一部事務組合埼玉県南西部消防本部で行っています。高齢化社会の到来や大規模災害の発生が懸念される中、引き続き、消防救急体制を支援していきます。また、災害時の防災、減災のため、地域防災の要である消防団員を確保し、消防団員の災害対応能力の向上を図るとともに、消防団と自主防災組織との連携を強化していく必要があります。
- ・犯罪の発生は減少傾向にあります。今後も犯罪発生の抑止力として地域の見守りは重要であるため、市民による防犯パトロールなど地域コミュニティによる活動の体制づくりに取り組む必要があります。
- ・多様化する悪質商法、契約トラブル、製品事故など、消費者被害の未然防止、早期解決のため消費生活相談窓口の周知や消費者の自立を支援する消費者教育・啓発、情報提供に取り組む必要があります。
- ・斎場は立地条件もよく安定して利用されていますが、葬儀形態の変化などに対応していく必要があります。また、今後も安心して利用できるように、老朽化の課題に取り組む必要があります。

日々の業務からこれまでに把握している課題のほか、次の検討資料等を踏まえ、現状と課題について記載してください。

- ・基礎調査結果報告書
- ・意識調査・青少年アンケート結果報告書
- ・まちづくりの課題整理
- ・分野別市民懇談会開催報告書
- ・キーパーソン・ミーティング実施報告書
- ・青少年の声を聴く機会実施報告書
- ・小中学生の声を聴く機会実施報告書
- ・朝霞市総合計画審議会からのまちづくりの課題への意見

目指す姿

- ・地震、豪雨などの災害時に被害軽減を図るために、活動体制や、防災体制が整備された災害に強いまちを目指します。また、地域において、共助の理念のもと地域防災力の向上に積極的に取り組むまちを目指します。
- ・犯罪発生の抑止力としての地域の防犯意識が高まり、地域コミュニティによる見守り活動が推進され、犯罪などが起こりにくいまちを目指します。
- ・消費者に必要な情報、消費者教育の機会が提供されるとともに、消費者被害の未然防止、被害回復のため消費生活相談を受けることができ、安心して消費生活を送れるまちを目指します。
- ・市民の葬祭が滞りなく行えるまちを目指します。

現状と課題を踏まえ、政策分野の目指す姿を記載してください。

施策体系

大 柱	中 柱	主な取組	修正理由
1 防災・消防	(1) 防災対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な防災体制の強化 ・防災施設などの整備 	
	(2) 地域防災力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・防災意識の高揚 ・自主防災活動の支援 ・地域防災の連携 	
	(3) 消防体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県南西部消防本部との連携 ・消防団の充実 	
2 生活	(1) 防犯のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯活動の充実 ・防犯環境の整備 	
	(2) 消費者の自立支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・消費生活への支援 ・消費生活相談の充実 	
	(3) 安心できる葬祭の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・斎場の適正な管理運営 ・墓地の設置状況の把握 	

施策体系(施策の大柱と中柱)を検討してください。
各中柱における主な取組を挙げてください。

検討シートには、前期基本計画の施策体系を記載しています。施策体系を修正する場合は、前期基本計画からの修正箇所を明らかにし、修正の理由を記述してください。
(本資料10ページ、12ページに前期基本計画からの修正の例を記載しています。)

なお、まちづくりの課題整理等を踏まえ事務局で作成した骨子(事務局案)を別途提供しますので、骨子案検討の参考にしてください。

※現時点では前期基本計画の内容で記載しています

第2章 健康・福祉

現状と課題

- ・全ての家庭が安心して子育てができるように、相談体制の充実のほか、子育て家庭の経済的負担の軽減や子どもの保健の向上と福祉の増進を図るため、こども医療費等の助成を行うとともに、子育て支援センターなどを活用した子育てネットワークの充実が必要です。
- ・青少年の地域社会への帰属意識を醸成するとともに、青少年の社会参加意識を高めていくことが課題となっています。
- ・元気高齢者であり続けるため、自らの心身の健康管理に努めること(自助)、地域住民や友人、ボランティアによる支え(互助)、介護保険などによる適切なサービス(共助)、低所得者などに対する行政の支援(公助)の有機的な連携による、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりに取り組む必要があります。
- ・障害者基本法の趣旨等を踏まえ、共生社会の実現を目指して、「ノーマライゼーション理念」の普及・啓発を図り、障害及び障害のある人についての理解を深めていくことも必要です。
- ・市民の地域福祉についての意識を高め、市民や行政、福祉関係者や市民ボランティアが、お互いに協力して地域の連携を深めていくことは、今後も取り組んでいかなければならない課題として挙げられます。
- ・国民健康保険の運営については、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が増え続ける一方、加入者は低所得者が多く保険税収入が低迷するなどの影響により、財政状況は逼迫している状況です。このため医療費の適正化や収納率の向上などを図り、制度を安定して円滑に運営することが課題となっています。
- ・生活困窮者等については、これまでは主に生活保護法による援助を行っていましたが、新たに施行された生活困窮者自立支援法も踏まえ、様々な内容の相談に対応した情報の提供や助言、援助を行う必要があります。
- ・急速な高齢化の進行、慢性疾患の増加などによる疾病構造の変化、保健サービスに対する市民のニーズの高度化や多様化などにより、取巻く状況は著しく変化しています。生活習慣や社会環境は健康度に影響を与えることから、地域のつながりを意識し、一人一人が主体的に健康づくりに取り組めるような事業展開が求められています。
- ・市民が、より健康になるためには、日頃から健康増進を図り、病気にならないように予防するほか、重症化しないための取組が必要です。ライフステージごとの健康課題について、市民ニーズを把握し、優先度を踏まえた事業展開となるような工夫が必要です。
(一部を抜粋して記載しています)

目指す姿

- ・全ての子どもが質の高い教育・保育を受けることができるとともに、子どもの権利が守られ、全ての子どもが安心して健やかに育つまちを目指します。また、子育てに関する相談を気軽にできるなど、全ての家庭が安心して子育てをすることができるまちを目指します。
- ・学校、家庭、青少年の育成に係る市民団体などとの協働による青少年健全育成活動が推進され、青少年が健全に育つまちを目指します。
- ・「みんなで支えあい いつまでも 笑顔で暮らしつづけるまち 朝霞」の基本理念のもと、いくつになっても安心して住み慣れた地域で生活できるまちを目指します。
- ・市民にノーマライゼーションの理念が普及し、障害及び障害のある人についての理解が深まり、障害のある人となない人が共生できるまちを目指します。また、ライフステージに応じた各種相談や情報提供が充実し、地域において、誰もが安心して健やかな生活を送れるまちを目指します。
- ・人と人との交流によって、わけ隔てなく必要な福祉サービスを受けながら、市民が地域でともに生きることができるまちを目指します。
- ・国民健康保険事業が安定して円滑に運営され、被保険者が安心して医療サービスを受けられ健康な生活を送ることができるまちを目指します。
- ・国民年金加入者が年金を受け取れるとともに、生活困窮者が助言や援助により自立に向けた支援を受けられるまちを目指します。
- ・保健サービス、健康増進対策をはじめ、救急医療体制や健康危機体制などの環境が整っているまちを目指します。また、市民一人一人が健康づくりの意識や関心を高くもち、主体的に健康づくりに取り組むことで、健康で長生きできるまちを目指します。

施策体系

大 柱	中 柱	主な取組	修正理由
1 子育て支援・ 青少年育成	(1) 幼児期の教育と保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期等の教育・保育の充実 ・ライフスタイルに応じた子育て支援の充実 ・質の高い教育・保育の提供 	
	(2) 子どもたちが健やかに育つ環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの人権の尊重 ・特別な配慮が必要な子どもへの支援 ・地域の中の子どもの居場所づくり ・子どもが成長するための活動の支援 	
	(3) 子育て家庭を支えるための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての子育て家庭を支える環境づくり ・地域における子育て支援の充実 ・子どもの安全・安心な環境づくり 	
	(4) 青少年の健全育成の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成体制の整備 ・青少年育成事業の推進と自主的活動の促進 ・非行防止活動の推進 	
2 高齢者支援	(1) 健康・生きがいづくりと介護予防の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりと介護予防の推進 ・趣味の活動や多世代交流の促進 ・社会参加と就業の支援 	
	(2) 自立のためのサービスの確立	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の円滑な運用 ・介護サービスの充実 ・福祉サービスの充実 	
	(3) 安全・安心な生活ができる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り体制の確立 ・暮らしやすい住まいづくり ・高齢者の尊厳の確保 	
3 障害者支援	(1) 共生社会の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ノーマライゼーションの理念の普及 ・権利擁護の支援 	
	(2) 地域における自立生活の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談及び制度に関する情報提供 ・障害福祉サービスの充実 ・コミュニケーション支援の促進 	
	(3) 自立した社会生活・就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活を支える就労支援 ・多様な就労機会の確保及び情報提供 	
4 地域福祉・ 社会保障	(1) 地域福祉の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進体制の充実 ・地域における自主的な活動への支援 ・福祉サービス利用者の権利擁護 	
	(2) 社会保障制度の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険制度の円滑な運営 ・高齢者医療制度の運営支援 ・国民年金制度の普及・啓発 ・生活困窮者などの福祉の充実 	
5 保健・医療	(1) 健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり活動の促進 ・健康づくりの体制整備 ・健康増進センターの利用促進 	
	(2) 保健サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健の充実 ・健康増進対策の充実 ・歯科保健の充実 ・精神保健の充実 ・予防接種の充実 ・健康危機管理の充実 	
	(3) 医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・地域医療の充実 ・救急医療体制の充実 ・かかりつけ医・かかりつけ薬局の普及啓発 	

※現時点では前期基本計画の内容で記載しています

第3章 教育・文化

現状と課題

・子どもたちの中でも、規範意識や公共心の低下による問題行動の増加、人と人との関わりの希薄化による、人間関係をつくる能力や自己表現力の低下など、様々な問題も起こっています。今日の多様化・複雑化する社会に対応して、朝霞に住み、日々成長する子どもたちが、心豊かに確かな学力を身につけ、生きる力を育むことができるよう学校教育の充実が求められています。

・未来を生きる子どもたちには社会的に自立する力が不可欠です。子どもたちが人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労について理解し、働くことについてしっかりとした認識を持てるよう、学校が家庭や地域と連携して教育をすることが求められています。

・生涯学習活動拠点としての教育施設の環境整備に努め、利用者が安全・安心に利用することができるよう、計画的に修繕などを進め、有効かつ効果的な運営を行っていきます。

・スポーツ・レクリエーションは、健康でいきいきとした生活を送るために欠かせないものであることから、各種事業の実施に当たっては、様々な広報媒体を活用して積極的にPRしていく必要があります。また、活動場所としての公共施設にも限界があるため、地域資源の活用が更に求められています。

・指導者の高齢化、人材不足が進んでいることから、新たな指導者の育成が必要です。

・市民が、地域の歴史や文化財について身近に接する機会を拡充し、地域文化に関する理解と認識を深めるとともに、学校との連携を密にして、子どもたちが郷土の歴史や文化を学べる機会を広げていくことが課題です。

・市民の芸術文化活動は、伝統文化や芸術文化に関心を示す若者が少ないことや活動団体などの高齢化が進んでいるため、次世代への伝承や育成を図ることが課題となっています。

・人口の流入が多いベッドタウンである本市は、地域コミュニティの意識が希薄になることが懸念されるため、今後も「彩夏祭」や他のイベントなどを通して市民の意識が共有される機会の創出が課題です。
(一部を抜粋して記載しています)

目指す姿

・市民の学習ニーズに応えた学習、文化活動など、学習情報の提供や活動が充実され、「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」が学べるまちを目指します。

・子どもが豊かな心と健やかな体を持つとともに、社会で主体的・創造的に生きていくための確かな学力と自立する力を身につけ、質の高い教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。また、学校・家庭・地域が相互に連携・協力して、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

・スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

・市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会を得ているとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、地域文化が継承されており、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

施策体系

大 柱	中 柱	主な取組	修正理由
1 学校教育	(1)朝霞の次代を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・豊かな心を育む教育の推進 ・いじめ・不登校対策の推進 ・人権を尊重した教育の推進 ・生徒指導・教育相談の充実 ・体力の向上と学校体育活動の推進 ・健康の保持・増進 ・小学校と幼稚園・保育園の連携の推進 	
	(2)確かな学力と自立する力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の育成 ・進路指導・キャリア教育の推進 ・伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進 ・学校ICTを活用した情報教育の推進 ・環境教育の推進 ・ボランティア・福祉教育の推進 ・特別支援教育の推進 	
	(3)質の高い教育を支える教育環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の資質・能力の向上 ・子どもたちの安全・安心の確保 ・快適な教育環境の整備充実 	
	(4)学校・家庭・地域が連携した教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学校・家庭・地域が一体となった教育力の向上 	
2 生涯学習	(1)生涯学習活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習推進体制の充実 ・学習情報の提供と学習機会の充実 ・団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活 	
	(2)学習しやすい環境整備の充実(公民館)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの充実 ・施設管理の充実 	
	(3)学習しやすい環境整備の充実(図書館)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの充実 ・施設管理の充実 	
	(4)学習しやすい環境整備の充実(博物館)	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスの充実 ・施設管理の充実 	
3 スポーツ・レクリエーション	(1)スポーツ・レクリエーション活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域全体での推進体制の充実 ・活動情報の提供の充実 ・スポーツ事業の充実 ・団体、指導者の育成・支援と交流の促進 	
	(2)スポーツ施設の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の整備 ・効率的な施設運営 	
4 地域文化	(1)歴史や伝統の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護・活用 ・郷土芸能の保護・支援 ・博物館資料活用 	
	(2)芸術文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術文化の活動の充実支援 ・発表と鑑賞の機会の充実支援 	
	(3)地域文化によるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・地域文化の発信 ・地域イベントの支援 ・地域間・都市間交流の推進 	

※現時点では前期基本計画の内容で記載しています

第4章 環境・コミュニティ

現状と課題

- ・本市の魅力である快適で住みよい環境を形成してきた新河岸川、黒目川などの河川や、雑木林、段丘斜面林などの自然環境をこれからも保全する必要があります。
- ・環境に負荷を与えない社会を構築するためには、市民・事業者・行政が共通認識の下、相互に連携を深め、環境に負荷を与えない活動を推進し、かつ、広域的に取り組み、低炭素社会の構築を目指すことが必要です。
- ・ごみの分別の徹底と再資源化を推進しており、人口が増加している中、ごみの排出量は減少していますが、今後は景気回復とともに、ごみの排出量は増えることが懸念されることから、ごみの減量化及び再資源化をさらに推進するため、市民、事業者、行政の三者が連携して、3R(リデュース、リユース、リサイクル)に取り組む必要があります。
- ・地域コミュニティの要である自治会・町内会は、人材不足や高齢化、住民意識の希薄化などの原因により加入率が低下しています。東日本大震災を契機に自治会・町内会の果たす役割が、防災・防犯など様々な面で再認識されたことから、自治会・町内会に加入し、住民相互の理解を深めておくことが大切になっています。また、ライフスタイルの変化によりマンションなど共同住宅の居住世帯が増えていることから、居住形態にかかわらず地域でコミュニケーションを図りやすくする工夫が必要です。
- ・地縁組織である自治会・町内会と、目的型コミュニティであるNPOなどの市民活動団体が引き続き主体的に活動し、相互の連携が図れるように支援していくことが課題です。
- ・地域活動に参加する意識は高まってきており、NPOなどの市民活動団体は増加傾向にあります。様々な分野の組織と市民活動団体の協力による地域課題の解決や、自らが公共的サービスを担える市民活動団体への支援、活動を支える人材の発掘や育成が必要です。
(一部を抜粋して記載しています)

目指す姿

- ・本市の魅力である豊かな緑と水辺が守り育まれ、誰もが健康で安心して暮らせるまちを目指します。また、環境への負荷が少なく、持続可能な社会が構築されているまちを目指します。
- ・市民、事業者、行政の三者の協働により、ごみの排出量の抑制と、ごみの再資源化がさらに推進された「低炭素・循環型社会」が構築されているまちを目指します。
- ・市民が地域コミュニティ活動、文化活動を行える基盤を整え、地域住民のコミュニティ活動が活発に行われるまちを目指します。
- ・NPOなどの市民活動団体の活動の基盤が整い、活動に必要な情報の収集や相談、組織化や運営などへの支援が受けられることで、市民活動が活性化されるまちを目指します。

施策体系

大 柱	中 柱	主な取組	修正理由
1 環境	(1)住みよい環境づくりの推進	・自然環境の保全と再生 ・生活環境の保全 ・動植物の適切な保護と管理	
	(2)循環型社会の推進	・環境に配慮した取組の推進	
	(3)低炭素社会の推進	・温室効果ガスの抑制の推進	
	(4)環境教育・環境学習の推進	・市民などの環境意識の高揚 ・環境美化の推進	
2 ごみ処理	(1)ごみの減量・リサイクルの推進	・排出抑制の推進 ・資源化の推進	
	(2)ごみ処理体制の充実	・収集・運搬の充実 ・計画的な施設整備の推進	
3 コミュニティ	(1)コミュニティ活動の推進	・コミュニティづくりの促進 ・コミュニティ活動の活性化	
	(2)活動施設の充実	・コミュニティ施設の利用促進	
4 市民活動	(1)市民活動への支援	・市民活動の育成支援 ・市民活動の担い手育成 ・市民活動への参加促進	
	(2)市民活動環境の充実	・市民活動拠点の充実	

※現時点では前期基本計画の内容で記載しています

第5章 都市基盤・産業振興

現状と課題

・駅周辺など拠点となる地区における買い物や交流の場などの機能の充実を図るほか、主要な幹線道路沿道において周辺環境と調和した土地利用の促進を図ることが必要です。

・道路・橋梁については、重要度は高く満足度が低い取組項目であることから、早急な取組が必要です。歩行者の安全安心対策では歩道拡幅が求められています。

・市内循環バス(コミュニティバス)については、利用状況、市民要望などを勘案し、ルート、便数、料金などを見直し利便性の向上に努める必要があります。

・みどりの基本計画に基づき、地域の拠点となる公園や身近な公園などの整備を進めながら、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めています。

・市内の中心を流れる黒目川の優れた景観を積極的に内外に周知し、市のセールスポイントとして確立していく必要があります。

・水道料金収入の基となる給水量は、横ばいから微減傾向に移行していることから、今後、更新する施設については、需要と供給のバランスから施設規模の適正化を図る必要があります。

・近年、下水道の排水能力を上回る局所的な豪雨が多発し浸水被害が発生しています。引き続き浸水対策を進めていく必要があります。

・市民が安全な生活をおくれるように、日常的な防災体制の整備に努めるとともに、防犯の観点からも、道路をはじめ主要な公共施設などにおける夜間の安全性の向上や、公園など安全な公共空間への配慮が必要です。

・道路、公園や多くの人々が利用する建築物などのユニバーサルデザイン化を図り、高齢者や障害のある人など全ての利用者に配慮された施設利用の円滑化が必要です。

・市の支援を受けて市内で起業した方々への継続的な支援の在り方について検討する必要があります。

・魅力ある商業機能の形成に向け、商業・工業・農業を含めた産業振興分野の基本構想の構築などの総合的な施策の検討が必要です。

・労働関係法令の内容を効果的に周知啓発するとともに、市民が気軽に相談できる機会を提供する必要があります。

・今後、シティ・セールスの一環として同ブランドをどのように活用していくのか、引き続き検討していくほか、まだ知られていない地域資源の情報収集を行う必要があります。

(一部を抜粋して記載しています)

目指す姿

・まちの限られた土地資源が有効に分配され、公共交通機関の利便性の高い地域を中心に市街地がまとまり、自然環境と調和した、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を行えるまちを目指します。

・道路・橋梁が整備されて適切な維持管理がなされ、子どもから高齢者までの誰もが安全に快適に道路を利用できるまちを目指します。

・市内のバス路線を多くの市民が快適に利用できるまちを目指します。

・地域主体で公園整備や管理が行われ、地域に密着した、市民に愛される公園のあるまちを目指します。

・市内の河川で多様な生物を見ることができ、多くの市民が水辺に親しむことができるまちを目指します。

・魅力ある景観をみんなでつくり守ることで、誰もが住み続けたい、訪れたいと感じられるまちを目指します。

・全ての人や生き物にやさしく、環境面への配慮が行き届いたまちを目指します。

・適正な宅地利用がなされ、防災、健康、衛生環境面などに配慮した、バランスのとれた住環境のあるまちを目指します。

・適正な水道料金で安全・安心な水道水が安定的に供給されるまちを目指します。

・雨水、汚水が適切に処理され、快適で安全・安心な生活環境が維持されるとともに、河川などの公共用水域の環境が保全されているまちを目指します。

・地域における防災対策が進み、地震・火災など災害の被害を最小限に抑えられるまちを目指します。

・事業者が起業・創業に関する様々な支援を受けられるまちを目指します。また、市民と事業者及び事業者同士の交流が活発に行われ、市の特性を活かした産業が育つまちを目指します。

・商業・工業・農業を含めた市内の事業者が様々な経営支援サービスを受けられるとともに、経営が安定し、市内の産業が活性化しているまちを目指します。

・勤労者である市民が身近な場所で相談を受けられ、労働関係法令を遵守した環境で働けるまちを目指します。

・市内事業者が地域から人材を雇用できるとともに、就職を希望する市民がきめ細かな支援を受けられるまちを目指します。

・「シティ・セールス朝霞ブランド」に認定された地域資源を市の内外に周知することにより、市のイメージが向上し、郷土意識が醸成されているまちを目指します。

(一部を抜粋して記載しています)

施策体系

大 柱	中 柱	主な取組	修正理由
1 土地利用	(1)市街地の適正な利用	・住宅系利用 ・商業・業務系利用 ・工業系利用	
	(2)市街地周辺の適正な利用 (市街化調整区域の整序)	・荒川近郊緑地保全区域などの大規模緑地 ・周辺自然環境などと調和する施設地区 ・計画的利用を促進すべき地区・集落地・農地など	
2 道路交通	(1)やさしさに配慮した道づくり	・全ての人にやさしい交通環境の整備 ・環境・景観に配慮した交通環境の整備 ・歩行者空間の整備	
	(2)まちの骨格となる道路づく	・幹線道路網の整備	
	(3)良好な交通環境づくり	・安全・快適な道路の整備 ・公共交通網などの充実・整備 ・その他交通施設などの充実・整備 ・新たな公共交通システムの導入検討	
3 緑・景観・環境共生	(1)まちの骨格となる緑づくり	・武蔵野の原風景を継承する緑の保全 ・市民生活のうるおいとしての農地の保全 ・計画的な緑づくり	
	(2)うるおいのある生活環境づくり	・水と緑のネットワークの充実 ・水と緑のうるおいのある市街地の形成	
	(3)まちの魅力を生み出す景観づくり	・まちのうるおいとなる景観形成 ・地域資源を生かした景観形成	
	(4)循環型社会を目指した環境にやさしいまちづくり	・環境に配慮した施設などの整備 ・雨水流出抑制の推進	
4 市街地整備	(1)特性に応じた市街地づくり	・土地区画整理事業を実施している地区 ・土地区画整理事業の完了地区 ・基盤整備の検討地区 ・地域にふさわしいまちづくりに向けた活動の推進	
	(2)上水道の整備・充実	・安全・安心な水の供給 ・水道事業の健全運営	
	(3)公共下水道の整備	・汚水排水施設の整備、・雨水浸水対策の推進	
5 安全・安心	(1)災害や犯罪に強いまちづくり	・災害(地震・火災・水害)に強いまちづくり ・避難場所・避難道路の確保 ・市街地における防犯機能の向上	
	(2)全ての人にやさしいまちづくり	・コンパクトで利便性の高い生活環境整備 ・身近な生活空間のユニバーサルデザイン化の推進 ・公営住宅の確保 ・ライフステージに合わせた住環境形成	
6 産業の育成と支援	(1)産業育成のための連携強化	・情報の収集と発信 ・市民と事業者の連携促進 ・地域に密着した産業の振興 ・新たな農業経営強化の促進	
	(2)起業・創業の支援	・支援体制の充実 ・人材の育成 ・新たな産業の創出	
7 産業活性化	(1)魅力ある商工業機能の形成	・総合的な商店街活性化の促進 ・商店街の機能向上 ・既存工業の活性化 ・事業者間の交流・連携の促進	
	(2)中小企業の経営基盤の強化	・情報収集と相談機能の充実 ・人材育成と組織強化の支援 ・経営への支援	
	(3)都市農業の振興	・都市農業の振興 ・農地の保全	
8 勤労者支援	(1)勤労者支援の充実	・労働相談の充実 ・労働関係法令の啓発	
	(2)雇用の促進	・雇用の促進 ・就職希望者に対する支援の充実	
9 シティ・セールス朝霞ブランド	(1)シティ・セールス朝霞ブランドの育成	・シティ・セールス朝霞ブランドの育成 ・地域資源の発掘・創出	平成30年度組織機構改革に伴って移管が生じたこと、シティ・プロモーションはすべての政策分野に及ぶことから、第6章に移行する。
	(2)シティ・プロモーションの展開	・朝霞市とその魅力をPRするシティ・プロモーションの展開	

※現時点では前期基本計画の内容で記載しています

第6章 基本構想を推進するために

現状と課題

- ・家庭や地域・職場などの市民生活に密着した場では、依然として性別による固定的な役割分業意識やそれに基づく社会慣行が根強く残っており、自己の持てる力を発揮しにくいと感じている人や不平等を感じている人などがいることから、引き続き、男女平等の意識づくりや、男女平等が実感できる生活の実現に向けた取組が求められています。
- ・現代社会においては、いじめや児童虐待、ドメスティック・バイオレンス(DV)、インターネット上での誹謗・中傷など、様々な人権問題が発生していることから、女性や子ども、高齢者、障害のある人、同和問題など、様々な人権問題の解決に向けて、地域、家庭、学校など、それぞれの状況に応じた人権教育の推進を図る必要があります。
- ・外国人市民が、地域で孤立したり、生活習慣などの相互理解不足からトラブルに発展することがないように、地域社会と外国人市民をつなぎ、地域での話し合いを基にお互いの文化を理解しながら、生活上の問題などを相談・解決することができるようサポートする必要があります。
- ・多文化共生に市民が関心を持てるように、地域社会に対する意識啓発が求められます。
- ・市の事業の企画・運営等への参加では、基地跡地の暫定利用広場「朝霞の森」や公園・道路の植樹帯の維持管理のほか、自治基本条例の検討を行う市民ワークショップなどの取組も進んでいることから、今後も、市政をより身近なものとし、市政への市民参画を進めていく必要があります。
- ・広報については、これまで広報紙やホームページのほか、ツイッターやフェイスブック、テレビ埼玉のデータ放送、メール配信など広報手段の拡充を図ってきましたが、今後も効果的な情報発信について検討する必要があります。
- ・引き続き、今後の人口推移などの社会状況の変化を見極める必要があるほか、市の財政状況などを鑑み、さらなる行政改革の取組が必要です。
- ・公共施設についてファシリティマネジメントの手法を用いて適切な維持管理について検討していますが、今後は、いかに住民サービスを維持しながらコストを縮減していくかが課題です。
- ・第5次の計画期間においても社会状況や地方分権に合わせ、市民ニーズに的確に対応するため、柔軟に組織・機構の見直しとともに、定員の適正化に努めていくことが必要です。
(一部を抜粋して記載しています)

目指す姿

- ・男性と女性が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できるまちを目指します。
- ・市民一人一人の人権意識・人権感覚が高まり、憲法で保障された基本的人権を互いに尊重し、認め合う、差別のない明るいまちを目指します。
- ・地域で暮らす外国人市民を含めた市民がお互いの理解を深め、相互の文化や生活習慣について積極的に理解し、尊重しあって共生できるまちを目指します。
- ・情報公開の総合的な推進を図ることにより、公正で透明な行政を推進し、市民がまちづくりへ積極的に参画できるまちを目指します。
- ・効率的で効果的な行財政運営が行われることで、市民が必要とするサービスが十分に行き渡っていると同時に、財源を確保し、安定的な財政運営が行われているまちを目指します。

施策体系

大柱	中柱	主な取組	修正理由
1 男女平等	(1) 男女平等の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的な情報の提供及び教育・学習体系の確 ・自己実現へ向けた学習機会の提供及び情報提 ・性と生殖に関する健康と権利の尊重 	
	(2) 男女平等が実感できる生活の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・異性間の暴力の根絶 ・政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の推進 ・地域団体や事業所における男女共同参画の推 	
2 人権の尊重	(1) 人権教育・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における人権教育の推進 ・社会教育における人権教育の推進 ・人権啓発活動の推進 	
	(2) 問題解決に向けた支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・人権施策の推進体制 ・人権問題について、国、県、関係機関との連携 ・令和相談や連携による問題解決の支援 	
3 多文化共生	(1) 外国人市民が暮らしやすいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人市民が暮らしやすい環境づくり ・市民団体の育成・支援 	
	(2) 多文化共生への理解の推	<ul style="list-style-type: none"> ・交流・啓発活動の推進 ・学習機会の充実 	
4 市民参画・協働	(1) 参画と協働の仕組みの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・条例制定の検討 ・参画と協働の仕組みの検討 	
	(2) 市民参画と協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市政への市民参画 ・参画の機会の充実 	
	(3) 情報提供の充実と市民ニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりに関する情報の提供 ・市民ニーズの把握 	
5 行財政	(1) 総合計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価の推進 ・積極的な行政改革の推進 	
	(2) まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進 	
	(3) 公平・適正な負担による財政基盤の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な財政運営 ・効果的な財政運営 ・税収などの確保 	
	(4) 公共施設の効果的・効率的な管理運営	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・計画的な公共施設の管理 ・効果的・効率的な公共施設の運営 	
	(5) 適正かつ効率的な行政事務の遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的・計画的な行政運営 ・公正で透明な行政運営 ・ICTの適正かつ効果的な活用 	
	(6) 機能的な組織づくりと人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・柔軟で機能的な組織運営 ・職員的能力開発と人材育成 	
6 シティ・プロモーション	(1) シティ・セールス朝霞ブランドの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・シティ・セールス朝霞ブランドの育成 ・地域資源の発掘・創出 	第5章から移行するとともに、「シティ・プロモーションの展開」を大柱、「シティ・セールス朝霞ブランド」を中柱に位置付ける。
	(2) シティ・プロモーションの展開	<ul style="list-style-type: none"> ・朝霞市とその魅力をPRするシティ・プロモーションの展開 	